令和９年度　美祢市教育・保育施設利用者負担額（利用料）表　【月額】

階層区分			保育園・認定こども園				認定こども園
			０～２歳　※入園年４月１日時点		３歳以上　※入園年４月１日時点		満３歳以上
			３号認定		２号認定		１号認定
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	教育標準時間
Ａ	生活保護世帯		０円 （幼児教育・保育の無償化）		０円 （幼児教育・保育の無償化）		
Ｂ	市民税非課税世帯						
Ｃ１	市民税均等割のみ課税世帯		13,600円	13,300円			
	市民税均等割のみ課税世帯　（ひとり親世帯等）		6,800円	6,650円			
Ｃ２	市民税所得割額	48,600円未満	15,600円	15,400円			
		48,600円未満　（ひとり親世帯等）	7,800円	7,700円			
Ｄ０		57,700円未満	17,500円	17,200円			
		57,700円未満　（ひとり親世帯等）	8,750円	8,600円			
Ｄ１		69,000円未満	19,600円	19,200円			
		69,000円未満　（ひとり親世帯等）	9,000円	9,000円			
Ｄ１１		77,101円未満	21,600円	21,200円			
		77,101円未満　（ひとり親世帯等）	9,000円	9,000円			
Ｄ２		97,000円未満	24,000円	23,600円			
Ｄ３		127,000円未満	31,000円	30,400円			
Ｄ４		169,000円未満	35,600円	35,000円			
Ｄ５		301,000円未満	48,800円	48,000円			
Ｄ６		397,000円未満	64,000円	63,000円			
Ｄ７		397,000円以上	70,400円	68,600円			

※給食費（主食費）は、別途負担となりますので、施設へお支払いください。（施設によっては、現物持参もあります。）

※給食費（副食費（おかず代））は、美祢市が負担しますので、お支払いはありません。

※利用料の額は、１人目は上記の半額、２人目以降のお子さんは無料となります。

※利用料とは別に、行事代・バス利用代などは、別途負担となりますので、施設へお支払いください。

※３号認定の給食費は利用料に含まれています。

※満３歳で３号認定から２号認定に変更となりますが、利用料等の取扱いに変更はありません。

※利用料は、年２回【前年度及び現年度の市民税額】で算定します。（前年度＝４月分～８月分の利用料・現年度＝９月分～３月分の利用料）

※利用料の算定で市民税所得割額を計算する場合、住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除・配当控除・外国税額控除・配当割額及び株式等譲渡所得割額控除などは適用されません。（調整控除は適用されます。）

※ひとり親世帯等とは児童の属する世帯がひとり親世帯・在宅障害者のいる世帯・その他特に困窮していると市長が認めた世帯をいいます。